



子どもの居場所づくり  
「支援の輪」サポート事業



# 子どもの居場所づくり学習会



子どもの権利を学ぼう！



国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が設置されました。こども基本法には、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念が明記され、子ども・若者の意見表明や参加を大切にする取組を進めていくことになっています。

現在、京都市には子ども食堂や学びの場といった「子どもの居場所」が約260カ所（令和7年4月時点）あり、子どもが地域の中で安心して過ごすことのできる場づくりが広がっています。

この学習会は、子どもの権利を講義と実践報告を通じて学ぶことを目的としています。子どもの視点に立った子どもにとっての居場所づくりについて一緒に考えましょう。

## 講座 & 実践報告 グループワーク

日時：令和7年9月9日（火）午後2時～4時

場所：ひと・まち交流館 京都 3F 第4・5会議室（定員：30名）

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

対象：子どもの居場所づくりに関わる活動者等

講座&実践報告  
グループワーク

## 子どもの権利を学ぼう！

子どものことを大切にする居場所づくり

講師

安保千秋さん

都大路法律事務所 弁護士



実践報告

國定若菜さん

knocks! horikawa  
共同運営者



## 申込方法

右記のフォームからお申し込みください。

申込期日：9月2日（火）午後3時（先着順）

問合せ先 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

TEL：075-354-8732（受付時間 平日午前9時～午後4時）

E-mail：commu@kcs.w.jp

<https://forms.gle/8DQKdymCfesT64FL6>

申込フォーム  
二次元コード ▶



## プロフィール



講師： **安保千秋さん** 弁護士／都大路法律事務所

子どもの権利条約に会い、子どもの権利擁護活動に取り組む。  
子どもの問題(少年事件、いじめなどの学校問題、児童虐待、児童福祉施設等における子どもの権利擁護、医療における子どもの権利等)に取り組む中で、今晚帰る所のない子ども達と出会い、2011年に京都の子どもの関係者とともにNPO法人子どもセンターののさんを設立し、2012年4月から女子のための子どもシェルター「はるの家」を京都に開設し、運営する。



実践報告： **國定若菜さん** 社会福祉士／精神保健福祉士／  
国家資格キャリア・コンサルタント

京都市上京区堀川商店街にある、子どもたちの学びの場とまちのシェア型図書館が一つになったスペース「knocks! horikawa(ノックスほりかわ)」の共同運営者。  
まちに暮らす人々が、いざというときに助け合えるような関係性、社会的孤立を感じる事のない未来をつくりたいと思い、立ち上げた。  
普段は主に教育機関で働きつつ、3児の母として子育て真っ最中。

## プログラム

午後2時 【オープニング】趣旨説明



午後2時10分 【講 座】子どもの権利について 講師：安保千秋さん

【実践報告】子どもたちへの7つのやくそく 報告者：國定若菜さん

※途中休憩あり

午後3時20分 【グループワーク】

午後4時 終了



学習会終了後に自由交流の時間があります!!

参加者同士で情報交換や名刺交換等しながら、気軽につながりを広げましょう!

団体のパンフレットやチラシ等をぜひご持参ください。

kyoto  
こころつながる  
プロジェクト

京都市社会福祉協議会では、  
kyotoこころつながるプロジェクトを通して多様性を尊重し、  
全ての人々が安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

